

System-V

[880] 電子申告システム オプション

[890] 相続税電子申告

(25. 10)

【取扱説明書】

※オプションプログラムをご利用頂くには別途ご注文が必要となります。



株式会社タテムラ

目 次

相続税電子申告の注意事項

I. 相続税申告書を電子申告する場合の注意	1
II. 10人以上相続人がいる場合の電子データ変換の流れ	1
III. [500]相続税申告書でのコード入力	2
IV. 続柄の変換について	3
V. 第11表の細目コード	4

[890]相続税・送信データ作成

相続税・送信データ作成	6
[41] 相続税・送信票	8
[51] 相続税送信用データ変換	9
署名・送信リスト	1 2
※プレビューでの確認事項	1 3

相続税電子申告エラー内容とチェック項目

I. 相続税電子申告の特殊なエラー	1 4
II. 変換中のエラー	1 5
エラーコード表	1 8

年度更新及びユーティリティ、その他メンテナンス操作につきましては
「[F 9][F 10][F 17] GPメンテナンスプログラム」をご覧ください。

相続税申告書・電子申告の注意事項（データの作成方法等）

相続税申告書の電子申告用データ変換を行う前に、必ずお読みください。

※相続税申告書を正しく電子申告するため、申告書のデータ作成や変換方法に注意事項がございます。
内容をご理解の上、申告データの作成・変換・電子申告を行ってください。また、相続税電子申告を始めるにあたり、e-Tax ホームページ「相続税申告の作成・提出についてよくある質問」をご一読いただくとよりスムーズに進められます。<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/index/qasouzoku.htm>

I. 相続税申告書を電子申告する場合の注意点

- ・弊社ソフトは、税理士代理送信の対応となっており、10人以上相続人がいる場合は2回変換対話を出して1～9人と、10～15人に分けて変換します。
- ・申告代表者となるNo. 1とNo. 10の相続人は必ず利用者識別番号を入力してください。
- ・税理士自身を含む相続税代理申告の場合は、税理士以外の相続人を代表者に設定してください。

利用者識別番号の入力がある財産取得者のデータを有効なものとして受け付けられます。
（利用者識別番号の入力がない財産取得者については、メッセージボックスに受信通知が格納されません。）

したがって、税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合であっても、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

※税務代理権限のない財産取得者に係る利用者識別番号については入力しないでください。

II. 10人以上相続人がいる場合の電子データ変換の流れ

変換後、下図のメッセージを表示します。

電子・相続税
相続人が10人以上います。続けて変換しますか？
[F 4: はい] [F 5: いいえ]

[F 4: はい] を選択すると
10人目以降の変換へ進みます。

10人目以降の変換は（相続税2）と表示します。変換を続けて行います。

変換終了後、署名・一覧を見ると
2つの変換データを表示します。
「相続税」「相続税2」の2つにチェックを付けて署名・送信を行ってください。

変換が正常に終了しました

50:電子申告署名・送信(dev/pts/3)

PG年	データ年	税目	ユーザコード	ユーザ名	申告種類
7年	7年	相続税	1	国税 太郎	確定
7年	7年	相続税2	1	国税 太郎	確定

Ⅲ. [500]相続税申告書でのコード入力

国税庁の電子申告ではコードが設定されています。第 11 表の付表 1、付表 2、付表 3、付表 4 に表示する財産の入力においては、以下のコード表を参照してください。

※プログラムの入力画面にも、コード入力が必要な場合は青色文字で参照表示しています。

【土地】				削除	
細目	13 宅地	01-13-001	宅地		
利用区分	自用地（居住用）				
	自用地（居住用）	クリア	国外：該当する場合 1 特例：1～6 又は該当条文（例：〇〇法第〇条）		
		国外	特例	1	

第 11 表の国外コード

表	区分	内 容
第 11 表の付表 1	1	取得した土地又は家屋等の所在場所が国外である
第 11 表の付表 2	1	取得した有価証券の所在が国外である
第 11 表の付表 3	1	取得した預貯金等の預け入れをしていた営業所又は事業所等の所在が国外である
第 11 表の付表 4	1	取得した財産の所在が国外である

第 11 表の特例コード

表	区分	内 容
第 11 表の付表 1	1	租税特別措置法第 69 条の 4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例））
	2	租税特別措置法第 69 条の 5（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例））
	3	租税特別措置法第 69 条の 6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））
	4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 6 条（（相続税又は贈与税の計算））
	5	租税特別措置法第 70 条の 5（（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））
	6	租税特別措置法第 70 条の 6 の 9（（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））
第 11 表の付表 2	3	租税特別措置法第 69 条の 6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））
	6	租税特別措置法第 70 条の 6 の 9（（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））
	7	租税特別措置法第 70 条の 7 の 3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））
	8	租税特別措置法第 70 条の 7 の 7（（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））

第 11 表の付表 4	2	租税特別措置法第 69 条の 5 ((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))
	4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 6 条 ((相続税又は贈与税の計算))
	6	租税特別措置法第 70 条の 6 の 9 ((個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))

※その他の特例を適用する場合は、その特例の条文番号等を入力する。(例: ●●法第●条)

第 11 表の「金融等の区分」と「支店等の区分」コード

表	区分	金融商品取引業者等区分	支店等の区分
第 11 表の付表 2	1	銀行	本店
	2	金庫	支店
	3	組合	本所
	4	農協	支所
	5	－	出張所
	6	証券	上記以外
	7	上記以外	－
表	区分	金融機関等の区分	支店等の区分
第 11 表の付表 3	1	銀行	本店
	2	金庫	支店
	3	組合	本所
	4	農協	支所
	5	漁協	出張所
	6	上記以外	上記以外

IV. 続柄の変換について

[500] 相続税申告書プログラムでの入力時、選択した続柄に応じたコードを自動でセットします。

第 1 表及び第 2 表の続柄はコードで変換します。

続柄コード							
区分	続柄	区分	続柄	区分	続柄	区分	続柄
01	配偶者	24	四女	28	八女	52	祖母
11	長男	15	五男	19	九男	61	兄
21	長女	25	五女	29	九女	63	姉
12	二男	16	六男	90	養子	62	弟
22	二女	26	六女	30	孫	64	妹
13	三男	17	七男	41	父	10	子
23	三女	27	七女	42	母	99	その他
14	四男	18	八男	51	祖父		

V. 第 11 表の細目コード

第 11 表の細目については、[500]相続税申告書プログラムでの入力時に、選択した細目に応じたコードを自動でセットするようになっています。（コードを入力する必要はありません。）

財産登録で選択した細目に合わせてセットされているコードを各表で表示します。

種類・細目の区分			
表	種類	細目	細目 コード
第 11 表の附表 1	土地	田	11
		畑	12
		宅地	13
		山林	14
		その他の土地	15
第 11 表の附表 1	家屋等	家屋等	21
第 11 表の附表 2	有価証券	特定同族会社の株式、出資 （配当還元方式）	46
		特定同族会社の株式、出資 （その他の方式）	47
		上記以外の株式、出資	48
		公債、社債	44
		証券投資信託の受益証券	45
		貸付信託の受益証券	45
第 11 表の附表 3	現金・預貯金等	現金	11
		普通預金	12
		当座預金	13
		定期預金	14
		通常貯金	15
		定額貯金	16
		定期積金	17
		金銭信託	18
		上記以外	99
第 11 表の附表 4	(事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)	機械	31
		器具	
		農機具	
		その他減価償却資産	
		商品	32
		製品	
		半製品	
		原材料	
		農産物等	33
		売掛金	
		その他の事業（農業）用資産	34

第 11 表の付表 4	家庭用財産	家庭用財産	61
	その他の財産	生命保険金等	71
		立木	72
		退職手当金等	74
		代償財産	75
		金地金	76
		生命保険（共済）契約に関する権利	77
		損害保険（建物更生共済）に係る権利	78
		暗号資産	79
		同族法人に対する貸付金、預け金等	80
		同族法人以外に対する貸付金、預け金等	81
		配当期待権	82
		その他	73

[500] 相続税申告書プログラムのデータと [550] 財産評価プログラムの「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」データを、国税庁受付システムで受け取れる形式に変換します。相続税の申告書等送信票の作成を行います。

1. [890：相続税・送信データ作成] を選択します。

890: 相続税・送信データ作成

の項目をクリック
または

[890] [Enter] を押します。

2. 左図の画面を表示します。
代理で送信する税理士を選択します。
該当税理士の○をクリックして●にします。

※税理士名称等は[1100：G P 申告情報登録]の[99：税理士登録]から表示しています。

※税理士本人の申告の場合は
「5. 代理処理しない」を選択します。

※チェックマークをつけた場合、税理士選択で
選択した税理士を記憶します。次回以降、
左図の画面は開かなくなり、3.に進みます。

※ 相続税の申告年によってプログラムの年度を指定する必要があります。

1. [890] [Enter] を押します。

2. [申告年] [Enter] を押します。

ex) 令和7年相続税申告→申告年：令和7年

※相続税電子申告は令和7年申告以降の
対応となります。

3. ユーザコードと年度を指定します。

4. 該当する項目を選択します。

項目番号 Enter を押します。
または
グリーンの各項目をクリックします。

※【外字登録】の操作は他税目と同様です。
[880]電子申告システム 取扱説明書をご参照ください。

[F7]: プリント

送信票のプリントができます。

相続税送信票の作成ができます。

※税務署への提出には使用できません。電子申告変換時に一緒に変換して国税庁へ送信できます。

正しく送信できた場合には、メッセージボックスに利用者識別番号と受付番号の入った送信票が格納されますので、郵送等を行う場合は印刷して同封してください。

1. [41：相続税・送信票] を選択します。

41：相続税・送信票

の項目をクリック

または

41

Enter

を押します。

2. 被相続人氏名・相続開始年月日は [500：相続税申告書] の被相続人登録で入力した内容を表示します。

住所・氏名は [500：相続税申告書] の相続人登録で入力した内容を表示します。

3. 右上の印刷ボタンを押すことにより入力中に印刷することも可能です。

4. 提出区分が電子・イメージ・郵送等に分かれています。該当する欄に「✓」を入力してください。(カーソルのクリック、もしくはスペースキーでチェックの付け外しができます。)

※電子申告変換時、各行とも半角・全角に関係なく20文字でカットします。

※電子申告変換時、各行とも半角・全角に関係なく20文字でカットします。

※電子申告変換時、5行分を結合し半角・全角に関係なく200文字でカットします。

- ・ 相続税申告書のデータを国税庁受付システムで受け取れる形式に変換します。
- ・ エラーを表示した場合、P. 14～の「エラー内容とチェック項目」を参考に、申告書等のデータ訂正を行ってください。
- ・ 変換を行っているときは、署名の付与作業を行わないようにしてください。

1. [51： 相続税送信用データ変換] を選択します。

51： 相続税送信用データ変換
の項目をクリック
または
51 Enter を押します。

2. 左図の画面を表示します。

各相続人のマイナンバーを入力して
終了 (F 5) を押します。

※個人番号、法人番号が正しくない
場合は下図のエラーを表示します
ので、正しい番号を入力し直して
ください。

ご注意ください！ 【 相続人の利用者識別番号について 】

- ・ 利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことはありません。
- ・ 個人番号と異なり、利用者識別番号は[500]相続税申告書の「相続人登録」で行います。変換前に入力してあることを確認してください。

514[相続税送信用データ変換]

拡大表示 縮小表示

相続税申告関連のデータを電子申告用のファイルに変換します。 エラー情報 注意事項

変換対象の表にチェックが付いています。変換不要な表はチェックをはずしてください。

F3:変換 を押すと変換を実行します。

☒	第1表	☒	第7表	☒	第11の2表
☒	第1表(続)	☒	第8表	☒	第11・11の2表の付表1
☒	第2表	☒	第8の8表	☒	第11・11の2表の付表1(続)
☐	第3表	☒	第9表	☒	第11・11の2表の付表1(別表1)
☐	第4表	☒	第10表	☒	第12表
☐	第4表の付表	☒	第11表	☒	第13表
☒	第4表の2	☒	第11表の付表1	☒	第14表
☒	第5表	☒	第11表の付表2	☒	第15表
☐	第5表の付表	☒	第11表の付表3	☒	第15表(続)
☐	第8表	☒	第11表の付表4	☒	土地の評価明細書

☒ 添付書類

審査事項等記載書面(33の2(2)(資))	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
計算事項等記載書面(33の2(1)(資))	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
税務代理権限証書(電子専用)	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

1～15は相続人No.です。
利用者識別番号の入力が有り、データがある相続人No.欄にvが付きます。

3:変換 4:抹消 5:終了 6:再読み込み 7:署名 10:PDF

4. データのある表にチェックマークが付きます。変換不要な表がある場合は ☐ をクリックして、チェックマークを外します。

5. 変換 (F 3)を押します。

Z0009:

※※ 電子申告API変換(令和〇〇年相続税) ※※

変換を開始しますか? (1.はい 2.いいえ) ... 1

終了

6. 「変換を開始しますか?」と表示します。「1. はい」を選択してください。

7. 変換中にエラーを表示した場合は、P. 14～の「エラー内容とチェック項目」を参考に、データの訂正を行った後、再度変換作業を行ってください。

Z0009:

※※ 電子申告API変換(令和〇〇年相続税) ※※

変換を開始しますか? (1.はい 2.いいえ) ... 1

スキーマチェック中 (2)

変換が正常に終了しました

終了

8. 「変換が正常に終了しました」と表示すれば、作業は終了です。

終了 (F 5)を押します。

9. 相続人が
9人以内の場合：変換の画面に戻ります。→13.へ
10人以上の場合：「10.」の対話を表示します。→10.へ

電子・相続税

相続人が10人以上います。続けて変換しますか?

[F 4:はい] [F 5:いいえ]

10. 相続人が10人以上の場合、左図を表示します。

はい (F 4)を押します。

Z0020:

※※ 電子申告API変換(令和〇〇年相続税2) ※※

変換を開始しますか? (1.はい 2.いいえ) ... 1

終了

11. 10人以降の変換は(相続税2)と表示します。

「変換を開始しますか?」と表示します。
「1. はい」を選択してください。

Z0020:

※※ 電子申告API変換(令和〇〇年相続税2) ※※

変換を開始しますか? (1.はい 2.いいえ) ... 1

スキーマチェック中 (2)

変換が正常に終了しました

終了

12. 「変換が正常に終了しました」と表示すれば、作業は終了です。

終了 (F5) を押します。

51:【相続税送信用データ変換】

拡大表示 縮小表示

相続税申告関連のデータを電子申告用のファイルに変換します。 エラー情報 注意事項

変換対象の表にチェックが付いています。変換不要な表はチェックをはずしてください。

F3:変換 を押すと変換を実行します。

☒ 第1表	☒ 第7表	☒ 第11の2表
☒ 第1表(続)	☒ 第8表	☒ 第11・11の2表の付表1
☒ 第2表	☒ 第8の3表	☒ 第11・11の2表の付表1(続)
☒ 第3表	☒ 第9表	☒ 第11・11の2表の付表1(別表1)
☒ 第4表	☒ 第10表	☒ 第12表
☒ 第4表の付表	☒ 第11表	☒ 第13表
☒ 第4表の2	☒ 第11表の付表1	☒ 第14表
☒ 第5表	☒ 第11表の付表2	☒ 第15表
☒ 第5表の付表	☒ 第11表の付表3	☒ 第15表(続)
☒ 第6表	☒ 第11表の付表4	☒ 土地の評価明細書

☒ 添付書類

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
審査事項等記載書面(33の2(2)(資))	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
計算事項等記載書面(33の2(1)(資))	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
税務代理権限証書(電子専用)	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

1～15は相続人No.です。
利用者識別番号の入力が有り、データがある相続人No.欄にvが付きます。

3:変換 4:抹消 5:終了 8:再読み込み 9:署名 10:PDF

13. 変換の画面に戻ります。

変換終了後、署名 (F9) を押すと直接、[885]署名・送信リスト画面が開きます。

エラー画面を表示したら[500]相続税申告書プログラムに戻り、内容を確認・訂正してください。

- ・変換後、**署名**（F 9）を押すか、[885：署名・送信・メッセージボックス]の「1：署名・送信リスト」を選択するとデータ変換を行ったリストを表示します。
- ・署名の貼り付け、国税庁受付システムへの送信などを行うことができます。

相続税申告書のデータ変換は、国税庁の仕様により入力データのまま変換されない場合があります。変換後、署名・送信前に必ず「**プレビュー**」(F6)でデータの確認をお願いします。

1. **署名** (F 9)を押します。

50:電子申告署名・送信(dev/pts/10)

拡大表示 縮小表示

電子申告システム 署名・送信

国税ID 地方税ID

代理税理士ID XXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXX

e-tax ソフトは最新バージョンになっていますか?

個人データ
※個人番号

ν	P G 年	データ年	税 目	ユーザコード	ユーザ名	申告種類	変換日時	✓	署名	送信
	7年	7年	相続税	1	国税 太郎	確定	20XX/XX/XX/10/30	○	0	不可
	7年	7年	相続税	145	相続人15名データ	確定	20XX/XX/XX/16/40	○	0	不可
	7年	7年	相続税2	145	相続人15名データ	確定	20XX/XX/XX/16/41	○	0	不可

2:削除 3:メッセージボックス 4:抹消 5:終了 6:印刷 7:署名 8:署名 9:送信 0:端末へ

2. 税目：相続税、申告種類：確定、変換時に相続人中ひとりでも個人番号の入力があれば「○」を表示します。

※相続人が10人以上いる場合の税目：9人までの変換データは「相続税」
10人以降変換データは「相続税2」と表示します。

※その他署名・送信リストの詳細は他税目と同様です。[880：電子申告システム]取扱説明書
をご参照ください。

※ プレビューでの確認事項

1. 相続税申告書はG P申告情報登録は使用しません。また、税務代理権限証書等の添付書類は相続人ごとに作成するため、変換元はすべて[500：相続税申告書]のデータとなります。
プレビュー内容については、[500：相続税申告書]のデータと見比べて確認してください。
2. 各相続人の「利用者識別番号」は、第1表の各相続人欄の枠下に表示・印字します。
入力している利用者識別番号が合っているかどうか確認をしてください。

利用者識別番号の入力がある財産取得者のデータを有効なものとして受け付けられます。（利用者識別番号の入力がない財産取得者については、メッセージボックスに受信通知が格納されません。）したがって、税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合であっても申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

※税務代理権限のない財産取得者に係る利用者識別番号については入力しないでください。

3. 第1表と第2表の「続柄」については区分番号で表示します。P.3を参照してください。

相続税の申告書 (続) ☐ 修正 FD3564														
※申告期限延長日					※申告期限延長日									
年 月 日					年 月 日									
○フリガナは、必ず入力してください。					財産を取得した人					財産を取得した人				
フリガナ					ロウゼイイチロウ					セイムサチコ				
氏 名					国税 一郎					税務 幸子				
個人番号又は法人番号					111111111126					111111111134				
生 年 月 日					昭和 58 年 3 月 24 日 (年齢 42 歳)					昭和 60 年 2 月 14 日 (年齢 40 歳)				
住 所					〒344 - 0001 埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号					〒272 - 0001 千葉県市川市〇〇〇6丁目3番1号				
(電 話 番 号)					(048 - 700 - 0001)					(047 - 300 - 0001)				
被相続人との続柄					11 × × 商事 (株) 取締役					21 なし				

の計 算		納 税 額 予 税 額 (第8の頁表2⑧)		20	21	22	23	24	25	26	27
		申 告 納 税 額 (⑩ - ⑫)	申告期限までに 納付すべき税額								
※この項目は入力する必要がありません。	この申告書で 申告する 場合	小計				△					
		納税額予税額		32,988,100							
	修正前の 申告書 である 場合	申告納税額 (還付の場合は、欄に△を入力)									
		小計の増加額 (⑩ - ⑫)									
		この申告により納付すべき税額は還付される税額 (還付の場合は、欄に△を入力) (⑩又は⑫) - ⑪									
		28,183,800									
		△									

申告 区分	年分	グループ 番号	届出 番号	届出 番号
名称 番号	申告 年月日	管理 決定	確認	加算
		管理 決定	確認	加算

この申告書に係る通知等がある場合、 e-Taxによる通知を希望します。(☐ 加算税 ☐ 還付金振込)	この申告書に係る通知等がある場合、 e-Taxによる通知を希望します。(☐ 加算税 ☐ 還付金振込)
---	---

111111111111112
111111111111113
第1表 (続)

相続人の「利用者識別番号(16ケタ)」

相続人登録【電子申告用】のチェック欄は、[500：相続税申告書]第1表のフォームにはありません。この欄については、相続人登録とプレビューで見比べ確認をします。

【電子申告用】	この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。 (☐ 加算税 ☐ 還付金振込)
---------	---

相続税電子申告エラー内容とチェック項目

作成したデータに不具合があるとエラーを表示します。
該当する項目を訂正し、再度変換を行ってください。

I. 相続税電子申告の特殊なエラー

相続税電子申告の場合、第1表に「利用者識別番号の登録がある財産取得者」のみが申告書を受領されたこととなります。参考として入力している相続人以外は、必ず相続人登録で利用者識別番号を登録してください。

※税務代理権限のない財産取得者については、利用者識別番号を入力しないでください。

弊社ソフトは、税理士代理送信の対応となっており、10人以上相続人がいる場合は2回変換対話を出して1～9人と、10～15人に分けて変換します。

申告代表者となるNo. 1とNo. 10の相続人に利用者識別番号がない場合はエラーします。

12:【相続人登録】 0143 (dev/pts/15)

拡大表示

縮小表示

※電子申告：税理士による代理送信の場合、1度に送信できるのは9人までです。10以上の場合は2データとして変換・送信します。
代表相続人は「1」と「10」で、氏名及び利用者識別番号が必須となります。

【相続人一覧】 国税 太郎 並び順変更 印刷

	相続人 No.	代表	相続人氏名	フリガナ 利用者識別番号	生年月日	続柄	法定相続分	民法上の 相続割合
編集	1	☒	国税 花子	フリガナ 利用者識別番号 11111111111111111111	昭和30年09月21日	配偶者	1 / 2	1 / 2
編集	2	☐	国税 一郎	フリガナ 利用者識別番号 11111111111111111112	昭和58年03月24日	長男	1 / 4	1 / 4
編集	3	☐	税務 幸子	フリガナ 利用者識別番号 11111111111111111113	昭和60年02月14日	長女	1 / 4	1 / 4
編集	4	☐			年 月 日		/	/
編集	5	☐			年 月 日		/	/
編集	6	☐			年 月 日		/	/
編集	7	☐			年 月 日		/	/
編集	8	☐			年 月 日		/	/
編集	9	☐			年 月 日		/	/
編集	10	☒			年 月 日		/	/
編集	11	☐			年 月 日		/	/
編集	12	☐			年 月 日		/	/
編集	13	☐			年 月 日		/	/

電子・相続税

利用者識別番号が未入力です
 [F5]をキーイン

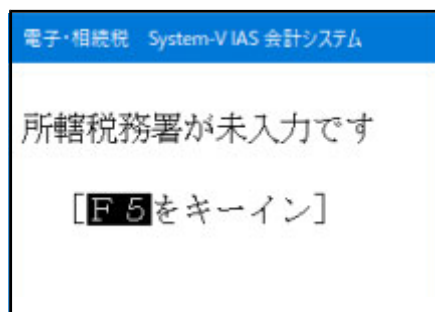
3 農業相続人(*):

税理士自身を含む相続税代理申告の場合は、税理士以外の相続人を代表者に設定してください。

Ⅱ. 変換中のエラー

※税務署名は電子申告必須項目です。

所轄税務署名が空欄、又は存在しない税務署名の場合はエラーします。

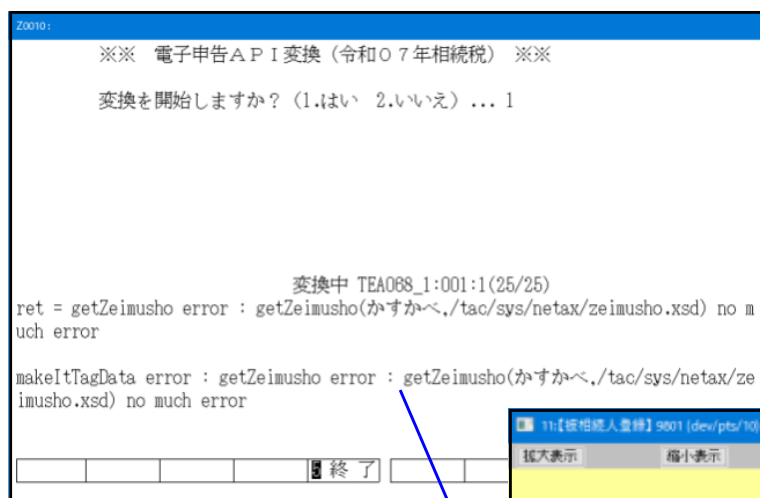


11【被相続人登録】9801 (dev/pts/24) System-V IAS 会計システム

拡大表示 縮小表示

【被相続人の登録】 ※は必須入力項目です。

相続開始の日※	令和 7 年 5 月 10 日
フリガナ(半角)	ヨシノイ タカ
被相続人名※	国税 太郎
生年月日	昭和 24 年 10 月 19 日
年齢	75 歳 ※相続開始の日と生年月日より割り出します。
郵便番号	〒344 - 0000
住所※	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号 参照 登録
職業	〇〇商事(株) 代表取締役
あん分割合桁数	2 ※2~10(初期値2)
算出税額端数処理	☐ 切捨て ☒ 自動あん分
相続した財産の取得者	☒ 全相続人 ☐ 選択した財産の取得者
管轄税務署	税務署
提出年月日	令和 6 年 1 月 6 日



11【被相続人登録】9801 (dev/pts/30) System-V IAS 会計システム

拡大表示 縮小表示

【被相続人の登録】 ※は必須入力項目です。

相続開始の日※	令和 7 年 5 月 10 日
フリガナ(半角)	ヨシノイ タカ
被相続人名※	国税 太郎
生年月日	昭和 24 年 10 月 19 日
年齢	75 歳 ※相続開始の日と生年月日より割り出します。
郵便番号	〒344 - 0000
住所※	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番16号 参照 登録
職業	〇〇商事(株) 代表取締役
あん分割合桁数	2 ※2~10(初期値2)
算出税額端数処理	☐ 切捨て ☒ 自動あん分
相続した財産の取得者	☒ 全相続人 ☐ 選択した財産の取得者
管轄税務署	かすかべ 税務署

※元号及び年月日のいずれかが空欄の場合、[type]yymmdd エラーを表示します。
年月日を確認後、正しく入力してください。

Z0004:

※※ 電子申告API変換（令和07年相続税） ※※

変換を開始しますか？（1.はい 2.いいえ）... 1

計算中（送付書）[S02074 Data Error(-83): type]yymm

dd, [gpmem]4405|4408|4407|4408, [gpdata]令和 7 5]

終了

1 税務代理の対象に関する事項		年 分 等
税 目 (該当する税目について記載してください)		
所得税(復興特別所得税を含む) ※ 申告に係るもの	☐	年分
法人税 (復興特別法人税を含む)	☐	自 年 月 日 至 年 月 日
消費税及び 地方消費税(譲渡割)	☐	自 年 月 日 至 年 月 日
所得税(復興特別所得税を含む) ※ 源泉徴収に係るもの	☐	自 年 月 日 至 年 月 日 (法定納期限到来分)
相続税	☒	令和 7 年 5 月 日相続開始

※国税庁の設定したデータの形式や桁数と一致しない場合、エラーを表示します。

小数点を含む入力が設定形式と異なる場合、[type] decimal (XX.XX) を表示します。

Z0003:

※※ 電子申告API変換（令和07年相続税） ※※

変換を開始しますか？（1.はい 2.いいえ）... 1

[KSE080 Data Error(-1) [type]decimal(5.7) [gpmem]24553, [gpdata]123456]

計算中 (11/29) KSE080

1 外国税額控除					
外国で相続税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 国名及び 税の名称	外国の法令により課せられた税		[3] 11の日現在における邦貨換算率	[4] 邦貨換算税額 ([2]×[3])
		[1] 納期 (年月日)	[2] 上取: 単位 税 額		
5 1 山野 愛	アメリカ 合衆国	令和 7・12・31	ドル 123,456.12	145.4	円 17,950,519

※エラーメッセージが [type] decimal (5.7) と表示されている場合、
整数5桁・小数点以下7桁を入力するよう設定されている項目です。
メッセージの先頭の英数字から該当する帳票内のデータを確認してください。

※電話番号の（市外局番）市内局番－利用者番号のいずれかが空欄の場合、
[type]tel-number エラーを表示します。

Z0020:

※※ 電子申告API変換（令和07年相続税） ※※

変換を開始しますか？（1.はい 2.いいえ）... 1

[KSE010 Data Error(-2):[type]tel-number,[gpmem]35221|35222|35223,[gpdata]048 11 11]

計算中 (0/28) KSE010

sa01:【各相続人登録】9801 (dev/pts/26) System-V IAS 会計システム

拡大表示 縮小表示

【相続人の登録】

「※は電子申告必須項目です。」

削除

相続人 No.	1	利用者識別番号 ※	1015053208200550
フリガナ(半角)	タテノハナ		
相続人 名 ※	国税 花子		
続 柄	配偶者 妻		
生 年 月 日	昭和 31 年 9 月 21 日		
年 齢	68歳 ※相続開始の日と生年月日より割り出します。		
郵便番号	〒344 - 0000		
住 所 ※	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番18号 参照 登録		
電 話 番 号	048 - 〇〇〇〇 - 1111		

※郵便番号を正しく入力しないと、郵便番号エラーを表示します。
3ケタ－4ケタで正しく入力してください。

Z0007:

※※ 電子申告API変換（令和07年相続税） ※※

変換を開始しますか？（1.はい 2.いいえ）... 1

スキーマチェック
郵便番号エラー(344-) : (IT TAG)1.001.1)

終了

sa01:【各相続人登録】9801 (dev/pts/24) System-V IAS 会計システム

拡大表示 縮小表示

【相続人の登録】

「※は電子申告必須項目です。」

削除

相続人 No.	1	利用者識別番号 ※	1015053208200550
フリガナ(半角)	タテノハナ		
相続人 名 ※	国税 花子		
続 柄	配偶者 妻		
生 年 月 日	昭和 31 年 9 月 21 日		
年 齢	68歳 ※相続開始の日と生年月日より割り出します。		
郵便番号	〒344 - 〇〇〇〇		
住 所 ※	埼玉県春日部市〇〇〇3丁目5番18号 参照 登録		
電 話 番 号	048 - 0000 - 1111		

エラーメッセージの先頭が「IT TAG」エラーは、被相続人及び相続人登録のデータを
確認してください。

郵便番号エラー(-0000) : (IT TAG)1.001.1)

※エラーメッセージの先頭が「KSE080」など英数字の組み合わせになっている場合、英数字の組み合わせがどの帳票かを示しています。
該当する帳票内のデータを確認してください。

Z0003:

※※ 電子申告API変換（令和07年相続税） ※※

変換を開始しますか？ (1.はい 2.いいえ) ... 1

KSE080 Data Error(-1):[type]decimal(5,7),[gpmem]24553,[gpdata]123456

計算中 (11/29) KSE080

終了

エラーコード表			
第1表	KSE010	第11・11の2表の付表1	KSE112
第1表(続)	KSE011	第11・11の2表の付表1(続)	KSE113
第2表	KSE020	第11・11の2表の付表1(別表1)	KSE114
第3表	KSE030	第12表	KSE120
第4表	KSE040	第13表	KSE130
第4表の付表	KSE043	第14表	KSE141
第4表の2	KSE041	第15表	KSE150
第5表	KSE050	第15表(続)	KSE151
第5表の付表(修正申告)	KSE350	土地の評価明細書	KSB020
第6表	KSE060		
第7表	KSE070	添付書類	
第8表	KSE080	税務代理権限証書	S0Z074
第8の8表	KSE088	計算事項等記載書面(資)1頁	S0Z610_1
第9表	KSE090	計算事項等記載書面(資)2頁	S0Z610_2
第10表	KSE100	計算事項等記載書面(資)3頁	S0Z610_3
第11表	KSE160	計算事項等記載書面(資)4頁	S0Z610_4
第11表の付表1	KSE161	審査事項等記載書面(資)1頁	S0Z600_1
第11表の付表2	KSE162	審査事項等記載書面(資)2頁	S0Z600_2
第11表の付表3	KSE163	審査事項等記載書面(資)3頁	S0Z600_3
第11表の付表4	KSE164	審査事項等記載書面(資)4頁	S0Z600_4
第11の2表	KSE111	相続税申告書等送信票(兼送付書)	TEA068